

## 1 議事日程

(平成28年第1回久山町議会臨時会)

平成28年2月9日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (28久山町条例第1号)
- 日程第5 議案第3号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (28久山町条例第2号)
- 日程第6 議案第4号 久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (28久山町条例第3号)
- 日程第7 議案第5号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (28久山町条例第4号)
- 日程第8 議案第6号 平成27年度久山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第7号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第8号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第9号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第10号 平成27年度久山町水道事業会計補正予算(第2号)

## 2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	有田行彦	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	吉村雅明
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

## 3 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4 会議録署名議員

3番	阿部文俊	4番	吉村雅明
----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

町 長	久芳菊司	副町長	只松輝道
-----	------	-----	------

— 平成28年2月臨時会 —

教 育 長	中 山 清 一	総 務 課 長	安 部 雅 明
教 育 課 長	松 原 哲 二	税 務 課 長	川 上 克 彦
健康福祉課長	物 袋 由美子	田園都市課長	實 淵 孝 則
上下水道課長	矢 山 良 寛	経営企画課長	安 倍 達 也
魅力づくり推進課長	久 芳 義 則	町民生活課長	森 裕 子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢 山 良 隆	議会事務局書記	笠 利 恵
総務課係長	阿 部 桂 介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回久山町議会2月臨時会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。  
町長。

○町長（久芳菊司君） 議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時に議会をお願いしましたところ、議員全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の臨時議会にお願いいたしますのは、久山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分案件が1件、平成27年度国の人事院勧告等による関連法案の一部改正に伴いまして久山町議会議員の報酬等及び町特別職等及び町職員等の給与等に係る条例の一部を改正する条例案件が4件、そしてそれに関連いたします平成27年度一般会計の補正予算初め特別会計等補正予算案件5件、計10の案件について御提案し、審議をお願いするものです。

詳細につきましては担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下康一君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

平成28年第1回久山町議会2月臨時会会議録署名議員は、久山町議会会議規則第119条の規定により、3番阿部文俊議員及び4番吉村雅明議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 3 号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 号 久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 5 号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 6 号 平成27年度久山町一般会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第 7 号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第 8 号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第 9 号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第10号 平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第1号から日程第12、議案第10号までを一括して議題といたします。

それでは、順次提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（川上克彦君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方税法施行規則の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成27年総務省令第108号）が平成28年1月1日から施行されることに伴い、久山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

終わります。

○議長（木下康一君） 総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 議案第2号から議案第5号までは提案理由が同じですので、一括して御説明させていただきます。

人事院が昨年8月6日に国会及び内閣に対しまして国家公務員の給与について勧告を行い、国家公務員の給与に関する法律が改正されたことにより関連の条例の改正を提案するものでございます。

議会議員、特別職及び教育長につきましては、期末手当の支給月数を0.05月分を引き上げるものでございます。

職員につきましては、平成27年4月1日にさかのぼり給料表を平均0.4%引き上げ、特別給につきましては勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる等の内容となっております。

詳細につきましては委員会において御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 議案第6号平成27年度久山町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額45億679万7,000円に歳入歳出それぞれ450万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,130万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、平成27年8月6日付の人事院勧告に伴う人件費補正等としまして450万9,000円とするものです。歳入の財源としましては、繰越金447万9,000円、雑入3万円を充当するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、承認していただきますようお願いいたしますして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 議案第7号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額11億8,343万4,000円に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,353万4,000円とするものでございます。補正の内容は、平成27年8月6日付の人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第8号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億4,389万9,000円に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,400万1,000円とするものでございます。補正の内容は、平成27年8月6日付の人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） ひょっとしたら僕の聞き違いかもしれませんが、先ほど議案第8号です、これの中の第3号というふうになってますが、第2号というふうになんかおっしゃったように聞こえましたが、もし第2号と言われたように聞こえましたが、第3号ですよ。

○議長（木下康一君） ちょっとしばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時34分

再開 午前9時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 再開いたします。

議員の皆様にお配りしました議事日程の中でのそのところが日程第10、議案第8号のそのところが、これが2で、申しわけありません。こっちのほうが正解で、済みません、議事日程の、議員の皆さんにお配りしました議事日程のほうが間違っておりましたので、日程第10、議案第8号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） それでは、議案第9号でございます。

議案第9号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額6億4,919万4,000円に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,942万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成27年8月6日付の人事院勧告に伴う給料等人件費の補正に伴うもので、歳入歳出予算の繰越金を23万3,000円増額し、歳出予算の事業費の流域

関連公共下水道事業費を23万3,000円増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第10号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）の御説明をいたします。

本案は、既定の水道事業会計予算（第3号）に掲げた収益的支出の予定額2億1,208万4,000円に20万5,000円を追加し、収益的支出の予定額を2億1,228万9,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、平成27年8月6日付の人事院勧告及び人事異動に伴う収益的支出の給与等人件費を20万5,000円増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明させていただきますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 以上で説明が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時42分

再開 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の整理上、まず議案第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

では次に、議案第2号から議案第5号について質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

では次に、議案第6号から議案第10号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号から議案第10号までの質疑は終結しました。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

以上で議案第1号から議案第10号までの討論は終了しました。

これより採決を行います。

採決の方法は起立といたします。

議事の整理上、まず議案第1号から採決を行います。

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数です。したがって、日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第2号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、日程第4、議案第2号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員です。したがって、日程第5、議案第3号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員です。したがって、日程第6、議案第4号久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、日程第7、議案第5号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号平成27年度久山町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、日程第8、議案第6号平成27年度久山町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、日程第9、議案第7号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、日程第10、議案第8号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、日程第11、議案第9号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、日程第12、議案第10号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

これをもって平成28年第1回久山町議会2月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時40分